

第三八回

参第一七号

学校図書館法の一部を改正する法律（案）

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（司書教諭及び司書助教諭）」に改め、同条第三項及び第四項中「司書教諭」の下に「及び司書助教諭」を加え、同条第三項及び第四項をそれぞれ同条第四項及び第五項とし、同条第二項後段中「当該教諭」の下に「又は助教諭」を加え、「司書教諭」を「それぞれ司書教諭又は司書助教諭」に改め、同項前段を次のように改め、同項を同条第三項とする。

司書教諭又は司書助教諭は、それぞれ教諭又は助教諭をもつて充てる。

第五条第一項の次に次の一項を加える。

2 学校には、司書教諭の職務を補助させるため、司書助教諭を置くことができる。

第七条第一号中「司書教諭」の下に「及び司書助教諭」を加える。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理 由

司書教諭の職務を補助させるため、学校に司書助教諭を置くことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十七年度において、約一億円の見込みである。